

○健常者の犯罪と障害者の犯罪の違いを詳しくおしえてほしかった

「健常者」であれ、「障害者」であれ、罪を犯してしまう方も居れば犯さない方も居るので、そこについて『違い』というものはないと思う。

ただ、研修でも説明させて頂いた通り、「障害の特性」が、結果として犯罪行為に繋がってしまうことはあるかもしれない。（例：「知的障害」のため、お金を払わずに店から商品を持ち出してはいけないことを理解することが出来ずに、結果として「万引き」になってしまう等。）

加えて、『障害』には、境界知能やグレーゾーンと呼ばれる領域も存在するし、『障害』を有していても気付かれる機会がなく、診断を受けていない（＝結果として『障害者』と認定されていない）という場合もあるため、「この方は健常者。あの方は障害者。」と明確に区別することも極めて難しいことと思う。

○最近障害者の雇用で施設に犬猫（保護した）の世話をしながら生活したり自宅から通所したりする施設がある事をしました。少し詳しく知りたいと思いました。

申し訳ありません。当事業所も詳しく存じ上げません。ただ、最近就労継続支援事業所等で、利用者が行う作業（＝仕事）内容が、これまで多かった軽作業やお菓子作りといったものだけでなく、PC を使ったグラフィックデザインやアニメーション制作等、多様な種類の仕事を提供出来る事業所も出てきているようです。

そんななかで、ペットと関わる仕事を行う事業所もあると、聞いた記憶はありますが、詳しくは存じ上げず申し訳ございません。

○保護観察官と保護司との制度上、仕事内容の関係を知りたい。

日本における更生保護は、常勤の国家公務員である保護観察官と民間の篤志家である保護司との協働態勢により担われている点に大きな特徴がある。

保護観察官は、全国 8 カ所に設置されている地方更生保護委員会の事務局及び全国 50 カ所に設置されている保護観察所に置かれる常勤の国家公務員であり、心理学、教育学、社会学等の専門的知識に基づき、保護観察、調査、生活環境の調整及び犯罪予防活動等の業務に従事している。

保護司は、保護観察官で十分でないところを補ってこれらの業務に従事することとされている。保護観察官は犯罪をした者や非行のある少年等の社会内処遇を主宰する責任者として、保護司との協働態勢においても、その専門性を活かしつつ、保護司の地域性や民間性といった長所を活用しながらリードしていくことが求められている。

（『刑事司法と福祉 第 2 版』P.120 より引用）

平たく言うと、「保護観察官」は、更生のための計画を立案する。「保護司」は、更生対象者が、その計画に沿って順調に社会生活を行えているか見守り、相談等に応じる身近な支援者と言える。

○出所した日の夜はどこで寝るのですか？そういう超現実的な話も聞きたかった

最終的には「個別事案。ケースバイケース。」としか言いようがないが、そういったことを調整していくために、研修内で触れた「地域生活定着支援センター」や、「特別調整」といった、機関・制度が存在する。

また、研修内では触れなかったが、刑務所などの矯正施設の被収容者に対する「生活環境の調整」が各機関の連携により日常的に行われている。

加えて、刑期を満了して刑事施設から釈放された人などが、親族からの援助や公共の福祉機関による福祉サービス等を十分に受けることができず、当座の衣食住にも窮するなど自力での改善更生が難しいと認められる場合に、保護観察所が、宿泊場所の提供や食事の給与などの緊急的な保護を行う『更生緊急保護』という制度も存在する。

※研修中に、「対象者から困りごとの相談を受けた際には、保護観察所に繋いでほしい。」とお伝えさせて頂いたのは、そういった理由もある。